

## 県税の税目別申告期限・納期一覧表

税目	申告期限	納期
個人県民税	給与所得者・・・給与支払者が1月末日までに給与支払報告書を市町村へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入
	給与所得者以外・・・3月15日までに個人住民税(個人県民税・市町村民税)の申告書を市町村へ提出(所得税の確定申告をした人は不要)	一般的には6月、8月、10月、翌年1月
法人県民税・法人事業税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告期限と同じ
県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告期限と同じ
県民税配当割	毎月分を翌月10日まで	申告期限と同じ
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで(年の途中で特定口座の閉鎖等があった場合は翌月10日まで)	申告期限と同じ
個人事業税	3月15日まで(所得税の確定申告や個人住民税の申告をした人は不要)	8月、11月(税額が1万円以下の場合には8月のみ) ※令和3年度に限り、9月、11月(税額が1万円以下の場合には9月のみ)
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日
地方消費税	国内取引に係る譲渡割・・・確定申告は法人は課税期間の終了後2か月以内、個人は翌年3月31日までに税務署へ	申告期限と同じ
	輸入取引に係る貨物割・・・保税地域(税関、空港等)から引き取る際に税関へ	申告期限と同じ
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告期限と同じ
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日まで	申告期限と同じ
自動車税	新規購入・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月
		新規登録の時
鉱区税	—	5月
狩猟税	—	狩猟者の登録を受ける日
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告期限と同じ